

＜ 3 ＞ 女川原発再稼働の是非を問う県民投票条例について

○次に「女川原発再稼働の是非を問う県民投票条例」についてうかがいます。

この条例案は、「選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の連署をもって条例の制定を請求することができる」という地方自治法第 74 条に基づいて、直接請求されたものです。今回の直接請求署名は、必要署名数の 3 倍近い 11 万 1743 筆が有効とされました。私はまず、昨年 10 月、11 月の 2 か月間地域や街頭で受任者として署名活動に奮闘されたみなさんに心からの敬意を表したいと思います。また、「自分や子どもたちの未来とみやぎの将来がかかった問題を自分たちで決めたい、意見を聞いてほしい」と署名された県民のみなさんにも敬意を表します。

10 代の若者からお年寄りまで受任者のほとんどが直接請求署名は初めてで不慣れであり、署名日、名前、住所、生年月日を書いてもらい、その上捺印あるいは母印が必要というなかで、これだけの署名が寄せられたことの意味は大変大きなものがあると考えます。

知事は、この 11 万 1743 筆にこめられた県民の思いや、今日もたくさん傍聴にお見えになっている署名活動に参加された方々の思いをどのようにうけとめていらっしゃるでしょうか、まずお答えください。

●11 万人を上回る県民の署名により請求されたところであり、その意義を大変重く受けとめる。

○この直接請求制度は、二元代表制である地方自治制度の中にあって、間接民主主義を補完し、住民自治の徹底を期すために、直接民主主義の原理に基づく直接請求の権利を住民の基本権として認めているものです。そこには日本国憲法のもとで、地方自治の主役は住民という基本的原理が背景にあります。

さらに、選挙で代表を選んだとしても、施政が適切でなく民意を反映していない場合や、住民にとって重大な問題が浮上している場合に、一定数の住民の発意で条例をつくり、住民の意思をはかる住民投票を行うことができるという地方自治の根本精神が体现されています。

知事は、この直接請求制度と住民投票の意義について、そもそもどのようにお考えでしょうか。お聞きします。

●直接請求制度は、間接民主制を補完する制度であり、また住民投票は、直接民主制の側面を有し民意を把握する手段の一つであると考えている。

○知事の「意見」では、執行上の課題として、根拠条文の誤りなど法令上の問題点や現実に実施する上での無理な点や困難な点が指摘されています。

学陽書房の「逐条地方自治法」によれば、住民の直接請求による条例案は、「形式が一応整備されておれば足りるものと解すべきである。規定のうえの立法技術上の多少の不備は問わないというべきである。議会において審議し修正することも可能

である以上、立法技術上も完全な条例案を要求しているものとは考えられない」とされています。これは、知事の言う「執行上の課題」については、県議会の議論で修正すれば、それですむということだと考えますが、その理解でよろしいでしょうか。確認のためうかがいます。

●議会において修正することは可能である。

○知事は、県民投票の賛否については判断を避けられました。同じような直接請求による条例が審議された 2012 年の静岡、2013 年の新潟では、どちらの県知事も条例案の不備を指摘しつつ、県民投票については賛意を表明されました。

静岡県の川勝知事は、「直接請求は、間接民主制を補完し、住民自治を図るための重要な手段です。浜岡原子力発電所の再稼働に対して、県民一人一人が自らの意思を表明する機会を逸してしまうことは妥当ではありません。」と述べられました。当時の泉田新潟県知事も、同様の意見です。

日本国憲法と地方自治法の理念を踏まえた極めて適切な意見だと考えます。今の瞬間この場で問われているのは、再稼働の是非という政策判断ではなく、住民投票という民主主義的手段を保障するかどうかなのです。

なぜ知事は、賛否の態度表明しないのですか。ご説明ください。

●賛否を明らかにした場合、それが県議会における議論の方向性に大きな影響を及ぼし、多様な観点からの議論に制約を与えるのではないかと懸念があったことから、あえて賛否を示さないことにした。

○知事あてに提出された条例制定請求書には、「私たち県民は、未来の子どもたちに対し、安全対策を強化し原子力エネルギー継続の道を選ぶのか、放射能リスクを回避し再生可能エネルギーに切り替えていく道を選ぶのか、当事者として考え、責任を持った選択をしなければなりません。」と、直接請求に至った思いと責任への自覚が述べられています。

震災後 2 回の知事選挙がありました。知事の相手候補は女川原発再稼働反対を訴えましたが、知事はどちらの選挙でも「エネルギー政策は国策であり、まずは国が総合的に判断するもの。原子力規制委員会で審査結果が出てから明らかにする」として、争点化を避けてきました。県民は、福島事故を目の当たりにしてから 8 年、様々な思いを持ちながらも、原発について判断を下す場を持てないといえます。

こうした中で、県民が「ただ知事と県議会にゆだねるのではなく、再稼働について県民自らが責任ある選択をして、意思を示したい」と考えるのは、十分に理解できます。知事と私たち県議会がその思いを受け止め、県民投票を行うことこそ、民主的県政、民主的議会と言えるのではないのでしょうか。知事の見解を求めます。

●これまでも県議会において様々な議論がなされており、県民の意見は、議員を通じて県議会でも表明されてきた。再稼働の判断に当たっては、地域住民の意見を踏ま

えて、県議会において多様な観点から議論することとなるため。県民にとっても、県議会における議論が必要であると考えている。

○知事は、「意見」のなかで、「国策として原子力政策が進められてきた経緯があ」として、原子力発電所の稼働の是非については、「国家の将来に多大なる影響を与える問題であることから、これからも国が責任をもって判断すべきである」と述べています。

同時に、原子力規制委員会が許可を出せば、経済産業大臣から再稼働のための地元同意の要請があり、知事が回答をすることになります。国策であっても、知事には、同意する権限も同意しない権限もあると考えますが、それでよろしいですか。

●原子力発電所の再稼働を進める際、国も前面に立って、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むとされている。

再稼働の同意を求められた場合には、周辺自治体をはじめとする県内の市町村長や県民の代表である県議会の御意見をしっかりと伺い、県としての意見表明を行うことになると考えている。

○国策であっても、住民にリスクを与える可能性が高くなればなるほど、住民の理解を得ることが求められているのではありませんか。ひとたび事故が起これば、人々の暮らしも生業も故郷も自然も破壊してしまうのが原発だということを私たちは経験しました。しかも、その被害は立地する町だけでなく広範囲に及ぶのです。そのことは福島の実情が示しているではありませんか。本県でも南は丸森から北は栗原まで大きな被害が出ました。原発には、そうしたリスクがついて回るのです。だからこそ、立地自治体だけでなく、県民みんなの意見を聞く必要があるのではないのでしょうか。

「国策」だと言って問題をそらすのではなく、大事な問題だからこそ県民の声に真摯に耳を傾ける姿勢が知事には求められているのです。知事はそう思われませんか。お答え下さい。

●再稼働の同意を求められた場合には、住民説明会を通して県民の声に耳を傾け、さらに、周辺自治体をはじめとする県内の市町村長や、県民の意見を代表する県議会の御意見などを通して、県民の声を伺いたいと考えている。

○知事は、「地域住民の意見を踏まえて」としつつ、「多様な観点からの議論が必要であることから、県議会における議論が有益である」とした上で、「県議会や立地市町村を初めとする県内市町村長の意見をしっかりと伺」うことが「妥当な判断に繋がる」と述べています。

この「地域住民の意見を踏まえて」という言葉の中には、「県民投票」も含むと考えてよろしいですか。お答え下さい。

●県民投票は、民意を把握する手段の一つであるが、再稼働の是非に関して、投票

用紙の賛成欄又は反対欄に「○」の記号を記載する投票方式では、県民の多様な意思を反映するには課題があると考えます。

○知事は、投票の方式について、「単に『賛成』又は『反対』の選択肢では、県民の多様な意思が正しく反映できないと思料される」と述べています。

私はこの二者択一の方式がのぞましい方式と考えます。なぜなら、いま問われているのが、直面する女川原発の2号機の再稼働を認めるかどうかだからです。再稼働するかどうか、最終的には知事が同意するか、事前了解を受け入れるかどうかで決まります。その知事に県民の声を聞いてほしいという県民投票ですから、いま目の前に迫ってきている再稼働に対して、県民がイエスなのかノーなのか、を示すことが大切なのではないのでしょうか。

確かに県民の中には、「将来的には原発に反対だけど今すぐなくすのはちょっとなあ」とか「エネルギーが足りるのか不安だけど、リスクを考えると動かさないほうがいい」とか、あるいは「原発は怖いけど、当面火力に頼るのも温暖化によくないので、しばらくは仕方ないのでは」という方もいらっしゃるでしょう。

しかしながら、どの意見も2号機の再稼働については、賛成か、反対かに行きつくのではないのでしょうか。当面は仕方ないと思っている方は「再稼働賛成」ですし、やっぱりリスクは避けたいという方は「反対」となるでしょう。

賛否を問う中で多様な意思は十分反映されると考えますが、知事の見解をうかがいます。

●エネルギー問題に対する考え方による賛否や地域経済への影響に対する考え方による賛否、地球温暖化に対する考え方による賛否のほか、条件付き賛否等の様々な意見がある。

これらを正しく反映するには、「賛成」「反対」の理由が表明され、更にその理由を踏まえた議論を行うことが重要であり、二者択一の方式では、県民の多様な意思を反映するには課題がある。

○知事は、条例案が「知事および県議会は投票結果を尊重し」「投票結果に示された県民の意思が正しく反映されるよう努めなければならない」としていることについて、「県議会において行われるべき多様な観点からの議論に大きな制約を与えかねないものと思料される」としています。

今回の県民投票は、即、法的拘束力を持つものではありません。しかしながら、私は投票結果に示された県民の意思は特別に重いものであり、知事や県議会がその尊重義務を負うことは当然のことだと思います。その上で、個々の議員がどういう議論を展開するかは個々の議員の責任に属する問題であり、知事が懸念する問題ではないと考えますが、いかがですか。

●投票結果は、直接知事及び県議会の判断を拘束するものではないが、議会で議決され、その議決に基づき実施された県民投票の結果は重い意味を持つ。ひいては、国の再稼働の方針に対する同意に関する判断について、県議会において行われるべ

き多様な観点からの議論に大きな制約を与えかねないとする。

○知事が県民投票への賛否を明らかにしなかったのは、県民投票が行われ、その結果再稼働反対の県民の意思がハッキリすることを恐れているからではありませんか。

再稼働に反対したら「原子力関連業者から損害賠償請求される」という不安もあるかもしれません。損害賠償というのは、債務不履行や不法行為、あるいは過失により損害を受けたものに対して、その原因を作った者が損害の埋め合わせをすることです。法に基づいて行われた県民投票の結果を受けて、知事が下した判断がそうした行為にあたることは到底いえません。

もともと宮城県及び女川町・石巻市と東北電力の間では「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」が結ばれています。その第12条で「乙（東北電力）は、原子炉施設及びこれと関連する施設等を新增設しようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲（宮城県、女川町、石巻市）に協議し、了解を得るものとする。」と規定し、再稼働のための原子炉設置変更は、知事の了解なくしてはできないとされています。ですから知事は東北電力に遠慮する必要はないのです。

また、地域経済への影響についてですが、再稼働せずに1号機に続いて2号機も廃炉に向かったとしても、廃炉作業には40年程度かかります。引き続く安全対策も必要ですし、廃炉作業には膨大な労働力も物品も必要となります。将来の女川町と周辺のまちづくりのあり方は、廃炉までの間に知恵を集めればよいのであり、すぐに地域経済に大きな影響が出ることを心配しなくても大丈夫です。

ですから、知事にあつては、たとえ再稼働反対という県民の意思がハッキリしても恐れることなく、県民の意思を尊重していいと考えますが、いかがですか。お答え下さい。

●条例案について賛否を明らかにすると、県議会における議論の方向性に大きな影響を及ぼし、多様な観点からの議論に制約を与えるのではないかとの懸念があり、賛否を明らかにしないことにした。

国からの再稼働の同意を求められた場合には、周辺自治体をはじめとする県内の市町村長や、県民の意見を代表する県議会の御意見などを伺い、意見表明を行う。

○可決すれば、県政史上初めての県民投票であり、本県の民主主義の底力を示すになるのではないのでしょうか。県民投票を通じて、県民は自らが学び、周りの人と話し合い、賛成・反対の議論をかわしあい、投票で意思を示すこととなります。県民投票に向けたプロセス自体が、県政への県民の参加を促し、民主主義の醸成に繋がるものと考えます。

東北電力は7月までにすべての審査を終えたいと言っています。その約2ヶ月後に原子力規制委員会が合格を出せば、国はゴーサインを出すでしょう。条例案は「国が原子炉設置変更許可を出してから、知事が事前了解の申し入れに回答するまでの期間」に県民投票を行うとしています。今回条例が可決されても、実際県民投票が行われるのは、早くても9ヶ月以上先になります。ですから、様々な問題を県民が議論し、検討する時間は十分にあるのです。

知事も県議会も従来の枠をこえて、県民投票を実現し、県民とともに歩む宮城県と県議会になろうではありませんか。

この点について最後に、知事に見解をうかがって壇上からの質問とします。

●県民に原子力政策について様々な情報提供を行った上で、県議会において議論することが有益であると考えている。

再質問

○まず法令上の不備等については、修正されれば問題なしということでしたので、今後議員間、会派間で相談させていただきたいと思います。

知事は、「署名にこめられた県民の思いは理解できるし、非常に重いものがある」と答弁されました。その思いはしっかりと胸に刻み込んでいただきたいと思います。

1月に静岡に行き、条例審議に至った経過や審議の中身についてお話をうかがってきました。川勝知事は、県民投票条例が事故の翌年だったこともあり時期尚早として当初は県民投票に否定的だったそうです。ところが法定署名数6万2千の3倍近い16万をこえる署名が集まったことを受け、「署名された県民の気持ちをしっかり受けとめて、その意思を表明する機会を逸してしまうことは妥当ではない」と考えて、賛意を表明されました。議会審議でもそう答弁されています。すごく誠実な知事だなあと感じましたが、11万を超える署名を前に、知事はそこまで思っていたりませんか。

●11万もの人が寒い日も雪や雨の日もあったでしょうが、署名を集められたことは重いものだとして受け止めている。自分が判断できるものであれば、自分の責任で是非かを判断するが、法律上議会に諮るものとなっている。条例案に手を加えてはならない、意見しか述べられないとなっている。11万の重みは直接県議会にぶつけるしかないと判断した。賛成、反対を言うのは県議会にも失礼だし、署名された方にも失礼だと考えた。これが私の意見だから、それに対し悪いとかいいとか言うのはやめていただきたい。これも意見なので尊重してほしい。

○堂々としていてほしいなと思います。国からの要請に対して、同意する権限も同意しない権限もあるのでは、と聞いたのですが、それにはちゃんと答えられませんでした。権限はあるんですね。

●法的な手続き上は、私がダメと言ったから、やってはいけないという法的な縛りはない。法的な権限はないということだ。意見を述べることはできるということ。

○法的なルールはないということだと思います。だからこそ、知事には国に対して自由な判断をすることができるのです。不同意を表明したとしても、なにかペナルティーが発生するわけではありません。

そのあと国が再稼働についてどういう行動を取ってくるかはわかりませんが、それはまた別問題だと思います。

あらためて伺います。国策、国策おっしゃいますが、国策だからとなにも遠慮する必要はないと考えますが、いかがですか。

●決して遠慮する必要はないと思う。

○国が同意を求めてくるというのは、重いと思うんですよ。国としても国策だからと言って勝手に出来ない。地元の同意が絶対必要だということで、求めてくるんだと思うんです。それに対して、知事は弱気になる必要は全くないんですよ。ダメならダメ、いいならいいと堂々と言えればいいんです。知事の発言を聞いていると国が絶対だと感じられて仕方ないんですが、知事の姿勢として原発問題に対してはどうなんですか。

●決して国が絶対だと言ったつもりはないが、エネルギー政策は宮城県だけで完結するものでなく、国全体で考えることであり、その責任は国、電力会社にある。実際、福島第一原発の事故も福島県には何の責任ももたらされておらず、国や東京電力が責任を持っている。責任を持つ人が全体として日本のエネルギー供給をどうするかを考えるのが当然のことであり、そこをしっかりと見据えながら、宮城県の知事として行政判断をしていくと申し上げている。

○だから国の判断と知事の判断が違ったっていいんでしょ。

●そういう場合があってもいいと思う。

○わかりました。「地域住民の意見」と「県民投票」の関係について伺ったのですが、途中で住民説明会の話が出てきて、よくわけがわからなかったのですが、地域住民の意見を踏まえるのなら、全県民にいっせいに問いかける県民投票が最も有効で合理的なやり方だと思うんです。他にありますか。

●それがダメだとは一言も言っていない。賛成とも反対とも言っていない。今回は議会に投げかけられた議案であり、住民のみなさんが作ったものを議会にはかっているものなので、それがどうなのかは議員のみなさんが個々に判断してくれればいいことで、それに意見を述べるべきでないと考えた。この場で知事として賛成か反対かを述べることは控えたい。

○地域住民の意見をふまえて、あるいは聞く場合、県民投票も一般論としてはその中に含まれていると、あとは議会に任せるけれども、知事の中では県民投票も含めて議会で考えろということでもいいですか。

●法律に基づいて署名を集めて、しっかりチェックもして議会に諮られているので、

当然のことだと思う。

○県民は、宮城県全体にリスクがあった場合被害を被るわけで、それに対して意見を表明する権利を持っているし、知事には聞く責任があると思うんです。住民説明会といっても、何千回何万回やらないと県民の意見を聞けないし、説明会で一方的にしゃべっても意味ないわけだから、そこは考えてほしいと思います。

昨日の「河北新報」の社説には、「11 万の民意に応えるべきだ」の見出しがつけられていました。そこには「住民投票は『代議制を否定する』という批判がある。だが、私たちは選挙で選んだ議員に政治を託しているが、すべての問題を白紙委任したわけではない。」と書かれており、私もそう思いました。知事はこの指摘をどう受けとめますか。

●ひとつの考え方だと受け止めた。

○投票方法について、選択肢について疑念が述べられました。先日サンデーモーニングで住民投票に詳しい佛教大学の上田道明教授の指摘が紹介されていましたが、日本では条例を基にした住民投票は 425 件あったそうです。アメリカ軍基地や原発関連、産廃処分場や可動堰建設とともに合併関係が多数を占めていますが、「賛成」「反対」以外の中間的な選択肢があったものは、わずか 6 件とのことでした。

2001 年新潟県刈羽村で「プルサーマル計画の是非を問う住民投票」が行われました。ここでは「賛成」「反対」「保留」の三択で行われましたが、投票率 88% の中「保留」はわずかに 3.6% でした。

やはり自治体と住民にとって現在と未来にかかわる重要問題なので、基本は「賛成」か「反対」という選択肢がふさわしいことを示していると考えますが、いかがですか。

●先ほど述べた通り、いろんな賛成、反対があるのも事実なので、○か×ですべて解決するというような簡単なものではないと思う。

○どんな問題でも県民はいろんな思いを持ってますよ。選挙だって同じです。知事選挙であれば、選択肢は絞られます。この間の 2 回の選挙は 2 人でした。だけど、「不安はあるけど村井さん」とか「こういうことをやってくれるのだったら村井さん」、「どちらかという村井さん」というそんな選択肢はないんですよ。村井さんかもう一人を選ぶかどうかなんですよ。いろんな思いがあっても、投票するときはどちらかを選ぶのです。その上で「どちらもダメ」「わからない」という方は、棄権したり、白票を投じる権利が与えられています。こういうもんだと思うんですよ。

ただ県民投票というのは、県民に大事な政策判断に参加してもらうわけですから、どうしても賛否の判断がしきれない方々には、沖縄でもそうですが、「どちらでもない」あるいは「わからない」という意思を明確に示してもらうことも一考に値するとは考えます。この点についてはいかがですか。

●非常に難しいのは、角野議員が言ってることもよくわかるが、私が出した議案じゃない。それに対して「なんで○か×じゃダメなんだ」と言われても、私が「ダメだ」と言っても、どうしてもかみ合わない。あくまで宮城県知事としての意見であって、これをベースに、11万人の方が出されたものを受けて、議会の中で○×だけでいいのか、○×△□があったほうがいいのかをよくご議論していただければいいと考えた。○×だけでは民意が十分に把握できないのではないのでしょうかとというのが私の意見だが、それ以上のことをいくら聞かれても、宮城県知事としてそう考えているんですとしか答えようがない。

○選択肢の問題は知事の意見ですから、知事に対してものを言うのは当たり前だと思います。

今日は、国政の重要課題、村井知事の政治姿勢、そして県民投票条例について質問させてもらいました。納得のいく答弁は得られませんでした。特に県民投票条例については、今日も傍聴席では不足1階ロビーにも多くの県民のみなさんがお越しになるなど、県民、マスコミ大注目の県議会となっています。

この条例請求に込められた「大事なことは自分たちで決めたい」との思いに応えるのか、それとも切り捨てるのか、本県議会に問われています。いまこの議場にいるすべての議員のみなさん、執行部のみなさん、知恵を集め、必要な修正を行い、署名の一筆一筆に込められた県民の願いを实らせようではありませんか。

そのために全力をそそぐことを表明して、代表質問を終わります。